三　歯科技工士法第八条第一項の歯科技工士の免許の取消し又は業務の停止に関する事務
四　歯科技工士法施行令（昭和三十年政令第二百二十八号）第三条第一項の歯科技工士の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　歯科技工士法施行令第四条の歯科技工士の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条　法別表第一の四十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十三条の二　法別表第一の四十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第三条の臨床検査技師の免許の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
二　臨床検査技師等に関する法律による臨床検査技師免許証に関する事務
三　臨床検査技師等に関する法律第八条第一項の臨床検査技師の免許の取消し又は名称の使用の停止に関する事務
四　臨床検査技師等に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十六号）第三条第一項の臨床検査技師の登録事項の変更の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
五　臨床検査技師等に関する法律施行令第四条の臨床検査技師の登録の消除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

第二十三条の二の二　法別表第一の四十二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　略］

第二十三条の三　法別表第一の四十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十四条　法別表第一の四十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　略］

第二十四条の二　法別表第一の四十六の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　略］

第二十四条の二の二　法別表第一の四十七の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三　法別表第一の四十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

第二十四条の四　法別表第一の四十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　略］

第二十四条の五　法別表第一の五十の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条　法別表第一の五十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　略］

第二十三条　法別表第一の二十七の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

［新設］

第二十三条の二　法別表第一の二十八の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十　同上］

第二十三条の三　法別表第一の二十九の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第二十四条　法別表第一の三十の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～八　同上］

第二十四条の二　法別表第一の第三十一の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～六　同上］

第二十四条の二の二　法別表第一の三十二の項の主務省令で定める事務は、国民年金法第百二十八条第一項の年金の支給に関する事務（地方税法第三百十七条の六第四項に規定する公的年金等支払報告書、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二百二十五条第一項第八号に規定する支払に関する調書又は同法第二百二十六条第三項に規定する源泉徴収票に関する事務に限る。）とする。

第二十四条の三　法別表第一の三十三の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　同上］

第二十四条の四　法別表第一の三十三の二の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～四　同上］

第二十四条の五　法別表第一の三十三の三の項の主務省令で定める事務は、知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十一条第一項第二号ハの知的障害者の判定に関する事務とする。

第二十五条　法別表第一の三十四の項の主務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～三　同上］